R7～8は、東端町、根崎町、榎前町、和泉町、城ケ入町、石井町の６町内が対象です。

あんしんふれあい収集

１　あんしんふれあい収集の概要

　　収集日の朝９時までに自宅玄関前に出していただいたごみを、市職員が収集に伺います。その際、玄関チャイムを鳴らし、安否確認を行います。

２　対象世帯

　　安城市に住民票があり、本人、親族、近隣者によりごみステーションまで家庭ごみを運搬することが困難で、世帯全員が要介護１以上である世帯。

３　ごみの収集について

①　粗大ごみ・家電リサイクル法の対象品目を除く家庭ごみを収集します。

②　収集は週１回行います。なお、収集日は本市から指定します。

③　１回の収集量は、ごみの種類ごとにごみ袋３袋までです。

④　収集の際、家の中には入りません。

⑤　蓋つきポリバケツ（４５リットル程度）の用意をしていただきます。玄関前に設置していただき、そこからごみを回収します。

※　集合住宅にお住まいの方は、各自で集合住宅の管理者にポリバケツを設置する許可を得てください。

４　申請方法

　　本人または代理人（ケアマネジャー等）が環境クリーンセンター、清掃事業所または安城市役所高齢福祉課に申請書を提出してください。持参または郵送での申請を受付けます。

５　訪問調査

　　市職員がご自宅にお伺いし、申請書をもとに具体的に状況を確認します。調査に基づき実施の可否の決定を行い、結果については後日決定通知書により通知します。

　　なお、本調査の日程については、申請書が届いた時点で代理申請者に連絡し、ご本人の予定と代理申請者のご都合に合わせて行います。

【提出先】

環境クリーンセンター　〒４４４－１２２１　安城市和泉町大下３８番地

清掃事業所　〒４４４－１１５５　安城市堀内町西新田２番地

安城市役所高齢福祉課　〒４４６－８５０１　安城市桜町１８番２３号

電話での問い合わせ　０５６６－９２－０１７８（環境クリーンセンター）